

1 基本姿勢

「いじめはどの生徒にも起こりうる」という認識の下、早期発見・早期解決を目指す。

2 定義

生徒が心理的・物理的な影響（インターネット含む）を受け、心身の苦痛を感じているもの。

3 判断基準

けんかやふざけ合いであっても、相手が苦痛を感じれば「いじめ」と判断する。

4 防止と早期発見の取組み未然防止

- (1) 「しない・させない・許さない」心情を育む教育、道徳や生徒会活動の充実。
- (2) 早期発見の仕組み
定期アンケート（6月11月）、Q-U（年2回）、さわやか生活アンケートの実施。
- (3) 二者面談（年2回）、三者面談（年1回）の実施。
- (4) 生徒の変化を見逃さない観察の徹底と情報を一人で抱え込まない組織対応。

5 対応組織と連携校内組織

- (1) 主任会
週1回開催。情報収集と共有。
- (2) いじめ防止対策委員会
週1回開催。具体的計画の作成、いじめの認定、対応方針の決定。
- (3) 緊急対応会議
いじめ疑い発生時に即座に開催し、調査・対応班を編成。
- (4) 外部連携
保護者、地域、南陽警察署、児童相談所、医療機関等と迅速に連携。

6 事案発生時の対応

- (1) 被害生徒・保護者
安全を確保し、自尊感情に配慮しながら共感的に支援。状況を迅速に共有。
- (2) 加害生徒・保護者
「絶対許さない」姿勢で指導し、行為の責任を自覚させつつ人格の成長を促す。
- (3) SNSいじめ
投稿の保存、削除要請、南陽警察署との連携、情報モラル教育の推進。

7 いじめの解消

「行為が3ヶ月止んでいること」かつ「本人が苦痛を感じていないこと」が目安。

8 重大事態への対応判断基準

- (1) 判断基準
生命・心身・財産への重大被害、または年間30日を目安とする不登校疑いが生じた場合。
- (2) 対応
直ちに町教育委員会へ報告。第三者を含む調査組織を設置し事実関係を調査。

9 特別な配慮を要する生徒への対応

発達障がい、外国人生徒、性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒、病気や感染症に関わる生徒に対し、特性や状況に応じた適切な理解と支援を行う。